

「監査委員意見交換会」開催報告

自治体監査PT 委員 難波 泰明

1 はじめに

自治体監査プロジェクトチーム（自治体監査PT^{※1}）では、弁護士の監査委員採用を推進するための最初の企画として、当会会員で監査委員として活躍されている会員にアンケートを実施し、回答結果（15名中13名が回答）をもとに、2月28日『監査委員意見交換会』を開催しました。

2 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に定められた普通地方公共団体の常設機関であり、優れた識見を有する者（識見委員）及び議員（議選委員）から選任するとされています。弁護士は識見委員として監査委員に就任することが期待されており、日弁連でも弁護士の監査委員就任拡大に向けて強い関心が寄せられています。他方で、自治体監査の実務においては監査の手法や実際の運用が自治体によって様々です。意見交換会の企画もこのような運用実態をふまえてのものでした。以下、アンケート結果もふまえ会員の皆様にご報告致します。

3 監査委員の就任状況と職務概要

全国の自治体における弁護士の監査委員は約60名程度とのことですが、そのうち当会では府下及び近隣自治体を含め15名（22期～56期）が就任しています。

監査委員に就任したきっかけとしては、当会からの推薦による場合や、首長、前任者等からの依頼による場合が多いようです。代表監査委員を務めている弁護士も複数いますが、議会への出席の有無、人事評価を行うか否かなど、代表監査委員としての職務内容についても様々なようです。

1か月あたりの平均出勤回数については、2～3回程度が最も多い一方、月に5、6回出勤をしている自治体もあるようです。また、1か月あたりの平均執務時間としては、10時間未満、10～15時間の自治体が大多数ですが、中には15時間を超える自治体もあります。一方、報酬としては、

月給制をとる自治体が多いですが、日給制の自治体もいくつかあります。概ね月額10万～15万円の自治体が多いようですが、いずれの自治体においても、責任と業務量に見合った報酬にはなっていないというのが実感のようです。

4 監査業務について

監査委員の行う業務には、例月出納検査、定期監査、決算審査、住民監査請求への対応などがあります。監査業務全体に占めるそれぞれの監査の割合についても、例月出納検査が中心の自治体から、定期監査が大部分を占める自治体、どれも同様な割合で行っている自治体など様々です。住民監査請求の件数については、人口が多い自治体は比較的件数が多い傾向にありますが、小規模な自治体は年間0～4件とばらつきがあるようです。

また実際に行う監査業務についても、伝票を直接確認するか事務局の報告書をもとに監査をするか、現地に赴くか否か、部局ごとに行うのか特定の項目について横断的に行うのかなど、自治体ごとに異なるようです。この度、地方自治法改正によって監査基準を定めることとされましたが、現時点ではまだ監査基準が定められていない自治体が多数を占めており、今後、監査基準を定めるにあたっては、自治体の実情に合った監査基準の策定が求められるところです。

5 意見交換会で出た意見と当PTへの要望

初めての企画ということもあり、互いの業務ぶりを披歴し情報交換し合ったことで出席された監査委員の間に一定の安心感と親しみが得られたようでした。また、弁護士が監査委員に就任する意義と担うべき業務内容について質問や意見が出されました。そして、業務能力の向上に向けた企画を求める意見もありました。

6 終わりに

当PTでは、会員間の情報共有や意見交換などを通じて、今後も、弁護士による自治体監査の技術の向上、弁護士の監査委員就任の拡大に向けて、バックアップしていきます。自治体監査に興味のある方は、老若男女問わず、ぜひご参加ください。

※1 弁護士の包括外部監査人及びその補助者採用を推進するために、行政問題委員会が弁護士業務改革委員会及び行政連携センター運営委員会と合同で設置したPT。発足当初は包括外部監査PTとしていたが、平成28年度、取組の対象を自治体監査全般に広げ、名称も自治体監査PTと改めた。